

## 社会福祉法人 八事福祉会 役員等報酬要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人八事福祉会（以下「本会」という。）定款第15条に規定する役員、第9条に規定する評議員、第6条に規定する評議員選任・解任委員会で、その職務を行なう費用（以下「報酬」、「費用・弁償」という。）の支給について定めることを目的とする。

### (報酬及び支給方法)

第2条 役員、評議員及び、評議員選任・解任委員に対する報酬は、理事会、評議員会、監事会及び、評議員選任・解任委員会への出席又は、業務執行のための出勤、1日につき22,000円支給するものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員、評議員及び、評議員選任・解任委員に対する費用弁償は、理事会、評議員会、監事会及び、評議員選任・解任委員会への県外からの出席又は、業務執行のための県外からの出勤、1日につき10,000円支給するものとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 1 社会福祉法人八事福祉会役員旅費支給要綱は廃止する。
- 1 この要綱は、平成15年12月1日から施行し、平成14年3月26日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成25年12月9日から施行し、平成24年6月1日から適用する。  
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。